

■報告第4号 平成 27 年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

平成 27 年度予算において承認のあった一般会計繰越明許費について、平成 28 年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越額及び財源内訳等につきまして議会に報告するものです。

＜ 参考 ＞ 地方自治法施行令(抜粋)

(繰越明許費)

第 146 条 地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

【内容】

主な事業として、平成 27 年度国の補正予算第 1 号関連事業をはじめ、低廉な高齢者生活支援住宅整備事業、町道改良事業、津波避難対策推進事業、耐震化促進事業、災害復旧事業など、計 18 件・総額 8 億 1,134 万 4 千円の繰越額となっています。

(「平成 27 年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり)

款	翌年度繰越額	うち国補正予算関連分
2. 総務費	7,527 万 1 千円	4,127 万 9 千円
3. 民生費	5,903 万 5 千円	
4. 衛生費	47 万 9 千円	
7. 商工費	1,196 万 9 千円	1,196 万 9 千円
8. 土木費	1 億 4,933 万 0 千円	
9. 消防費	2 億 4,495 万 7 千円	
10. 教育費	4,173 万 7 千円	
11. 災害復旧費	2 億 2,856 万 6 千円	
計	8 億 1,134 万 4 千円	5,324 万 8 千円

■報告第5号 平成 27 年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

平成 27 年度予算において承認のあった簡易水道事業特別会計繰越明許費について、平成 28 年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越額及び財源内訳等につきまして議会に報告するものです。

＜ 参考 ＞ 地方自治法施行令(抜粋)

(繰越明許費)

第 146 条 地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

【内容】

昭和簡易水道統合整備事業の建設改良費（配管工事費等）として、1 件・5,068 万 2 千円の繰越額となっています。

（「平成 27 年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額
1. 事業費	5,068 万 2 千円
計	5,068 万 2 千円

- 報告第6号 平成 27 年度四万十町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第7号 平成 27 年度四万十町簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
-

【要旨】

平成 27 年度予算において、年度内に支出負担行為を行い、避けがたい事故等のため年度内に支出が終わらなかったものについて、平成 28 年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、支出負担行為額、繰越額、財源内訳及び繰越理由等につきまして議会に報告するものです。

【内容】

簡易水道事業特別会計の浦越簡易水道統合整備事業において、平成 27 年 11 月の降雨により町道路側が崩壊し、工事に必要な資機材の運搬が困難となり、不測の日数を要したため、年度内に支出負担行為を行い支出が終わらなかったもの（関連経費を含む）について翌年度に繰り越して使用するものです。

また、当該事業の事故繰越しに伴い、一般会計における簡易水道事業特別会計繰出金についても事故繰越しの必要が生じたため、当該事業に合わせて翌年度に繰り越して使用するものです。

（「平成 27 年度四万十町一般会計事故繰越し繰越計算書」及び「平成 27 年度四万十町簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書」のとおり）

◇ 簡易水道事業特別会計〔浦越簡易水道統合整備事業〕

款	項	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 事業費	2. 建設改良費	23,209 千円		8,482 千円	13,700 千円	1,027 千円	

◇ 一般会計〔簡易水道事業特別会計繰出金（浦越簡易水道統合整備事業分）〕

款	項	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2. 衛生費	3. 水道費	1,027 千円					1,027 千円

＜ 参 考 ＞

地 方 自 治 法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第 220 条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

2 （ 略 ）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第 146 条 地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

（予算の執行及び事故繰越し）

第 150 条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

(1) （ 略 ）

(2) （ 略 ）

(3) （ 略 ）

2 （ 略 ）

3 第 146 条の規定は、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。